

<p>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>(1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>(2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000円</p> <p>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</p>	<p>災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害の場合は6月以内)</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月1日から令和6年3月28日まで
- 3 作業地域
富山県南砺市

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年7月3日から令和5年8月31日まで
- 3 作業地域

魚津市布施爪ほか地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年6月16日から令和5年8月31日まで

3 作業地域

砺波市柳瀬ほか 地内

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があったので、公表する。

令和5年10月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特約業者の名称

株式会社富山丸善

2 主たる事務所の所在地

富山市新庄北町20番21号

3 指定の取消しの年月日

令和5年9月30日

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年10月13日

富山県知事 新 田 八 朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
庄川合口3期地区	水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）	令和5年3月22日
天神地区	農地整備事業（経営体育成型）	令和5年6月15日

